

法政大学大学評価委員会規程

規定第984号

一部改正 2010年 4月 1日 2011年 4月 1日
2013年 4月 1日 2015年 4月 1日
2019年 4月 1日 2019年 9月24日
2025年 4月 1日

(目的)

第1条 法政大学は、全学質保証会議規程第1条第1項に基づき、教育研究組織から提出された自己点検・評価書類について、客観性・妥当性を高めるため、第三者評価を行うことを目的とし、法政大学大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 評価委員会は次の事項を審議する。

- (1) 第三者評価の実施計画及びその結果に関すること。
- (2) 前号のほか、委員長が必要と認めた事項

(委員長及び副委員長)

第3条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は大学評価室長とし、副委員長は委員の互選とする。

(評価委員会の構成)

第4条 評価委員会は総長が委嘱する次の委員をもって組織する。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 大学評価室担当理事 1名
 - (3) 専任教員で次のうちいずれかに該当する者 7名以内
 - a 役員経験者
 - b 学部長又は研究科長等経験者
 - c 公益財団法人大学基準協会評価委員
 - d 公益財団法人大学基準協会評価委員経験者
 - (4) 学外の学識経験者 6名以内
 - (5) 監査室長 1名
- 2 前項第4号の委員は、業務執行理事会の議を経て、総長が任命する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(評価委員会委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 中途の欠員補充又は交替は、前任者の残任期間とする。

(定足数及び議決)

第6条 評価委員会は、第4条第1項各号に定める委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、委任状提出者は出席とみなすが、議決には参加できない。

(評価員)

第7条 評価の実務を行うために評価員を置く。

- 2 評価員は、第8条に定める評価員候補者の中から、評価委員会の指名に基づき、総長が任命する者とする。
- 3 評価員は、次の各号の全てを満たす者とする。
 - (1) 大学評価活動に知識と理解がある者
 - (2) 評価員就任年度に本学又は国内外の高等教育機関に在籍している者
 - (3) 評価員就任年度に学部長又は教授会主任の任にない者

4 評価員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(評価員候補者)

第8条 評価員候補者は次のいずれかの推薦による者とする。

- (1) 第4条第1項に定める委員の推薦による者
- (2) 各学部長の推薦による者
- (3) 法人統括本部長の推薦による者

2 前項に定める者が推薦できる人数はそれぞれ3名以内とする。

(事務局)

第9条 評価委員会の事務は、総長室付大学評価室が担当する。

(規定の改廃)

第10条 本規程の改廃は、評価委員会の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、2009年1月21日から施行する。
- 2 この規程は、2010年4月1日から一部改正し、施行する。
- 3 この規程は、2011年4月1日から一部改正し、施行する。
- 4 この規程は、2013年4月1日から一部改正し、施行する。
- 5 この規程は、2015年4月1日から一部改正し、施行する。
- 6 この規程は、2019年4月1日から一部改正し、施行する。
- 7 この規程は、2019年9月24日から一部改正し、施行する。
- 8 この規程は、2025年4月1日から一部改正し、施行する。

(追58)